

A. 主な動き

1. 二国間関係

▼16日、ヤヌコーヴィチ大統領の東北地方太平洋沖地震に際する在ウクライナ日本国大使館弔問

・ヤヌコーヴィチ大統領及びグリシチェンコ外相は、東北地方太平洋沖地震に際し在ウクライナ日本国大使館を弔問、献花と記帳を行い、伊沢大使と懇談。

▼ウクライナ政府によるチャーター機の運行

・16日、ヤヌコーヴィチ大統領は、チャーター機による日本への人道支援実施、及び日本滞在のウクライナ人の退避実施を表明。

・17日、支援物資を乗せたチャーター機が日本に到着。

・18日、クリニチ駐日ウクライナ大使は、徳永外務大臣政務官と会談、支援物資の到着を報告。徳永政務官は、ウクライナ政府に対する謝意を表明。

▼経済協力

・16日、草の根・人間の安全保障無償資金協力「ヴォズネセンスク地区中央病院における医療機材整備計画」G/C署名式を実施。本件では、ヴォズネセンスク地区中央病院に対して幼児専用人工呼吸器、新生児用保育器等の医療機材総額7万8,602米ドルを供与。

・16日、草の根・人間の安全保障無償資金協力「ペルヴォマースク市立病院における医療機材整備計画」G/C署名式を実施。本件では、ペルヴォマースク市立病院に対して幼児専用人工呼吸器、新生児用保育器等の医療機材総額9万7,948米ドルを供与。

・17日、草の根・人間の安全保障無償資金協力「ルツク市立救命救急ステーションにおける医療機材整備計画」G/C署名式を実施。本件では、ルツク市立救命救急ステーションに対してデフィブリレータ、移動式人工呼吸器等の救急車搭載用医療機材総額7万1,717米ドルを供与。

・17日、草の根・人間の安全保障無償資金協力「リヴィウ市立救命病院における医療機材整備計画」G/C署名式を実施。本件では、リヴィウ市立救命病院に対して自動血球測定装置、手術用膀胱鏡等の医療機材総額9万9,542米ドルを供与。

2. 内政

▼最高会議の動き

・15日、リトヴィン最高会議議長は、キナフ産業家・企業家同盟総裁(地域党議員)及びブリューシチ議員(「未来のための改革」グループ所属)による、EUとの協力・統合促進を目的とした会派間同盟「欧州の選択」の設立を発表。

・15日、最高会議は、議員409名中330名の賛成をもって

「汚職防止・対策方針に関する」法案を第二読会で採択。

・16日及び17日、リトヴィン最高会議議長は、無所属議員(元BYT所属)5名の地域党加入を発表。地域党議員は計189名に増加。

・17日、最高会議は、大統領の中央省庁各次官の罷免権限等を規定する「閣僚会議に関する」法律改正案、及び中央省庁の設立・再編・廃止権限等を規定する「行政府中央機関に関する」法案を採択。一方、指紋センサーを搭載した新たな投票システム導入を定める最高会議規定案は否決。

▼刑事事件に関する動き

・16日、ティモシェンコ前首相は、3月末の欧州人民党大会出席のためのブリュッセルへの渡航、及び6月末の国際民主主義フォーラム出席のためのリアニアへの渡航許可を申請。同日、検事総局は、ティモシェンコ前首相に対し、3月23日～25日のブリュッセルへの渡航を許可する旨発表。

▼その他

・16日、法務省は、選挙法改正のための作業部会により新たな最高会議選挙法案の基本方針策定が終了した旨発表。一方、18日、米国民党系シンクタンク「National Democratic Institute」は、同作業部会の透明性の欠如等を指摘、同作業部会からの一時的な脱退をラヴリノヴィチ法相に通告。

・17日、ヤヌコーヴィチ大統領は、報道記者のチェパク氏(元「5カナル」所属、「Savik Shuster Live」編集長)を大統領報道官に任命する大統領令を発出。

3. 経済

▼マクロ経済

・14日、国家統計サービスは、2月の失業率は前月比0.1ポイント上昇の2.2%と発表。

・16日、国家統計サービスは、2月の工業生産高は前年同月比11.5%増、前月比では0.9%増と発表。

▼IMF

・12日、チギブコ副首相は、IMF理事会は4月中旬にスタンド・バイ合意下での第3トランシェのデリスパースについて審議する予定、IMFは年金改革プロセスを注意深く見守っている旨発言。

▼税制

・13日、チギブコ副首相は、税法典への修正案を5月から6月頃に提案予定と発言。

・15日、国家税務当局は、VAT自動還付を開始。

・15日、国家税務当局は、3月に予定されているVAT還付額は31億グリブナであると発表。

・16日、国家税務当局は、VAT自動還付制度を実施可能

な企業として24社を承認。

・17日、国家税務当局は、多くの企業がVAT自動還付に必要な条件(給与額が最低賃金の2.5倍以上等)を満たしていない旨のコメントを発表。

・17日、ヤロシェンコ財務相は、2011年第1四半期末にはVAT未還付額を一掃する予定である旨発言。

▼その他

・14日、国家土地財産庁は、最高会議が土地市場に関する法律を10月までに採択するであろうと予測。

・14日、コレースニコフ副首相は、ボリスポリ空港と市内を結ぶ鉄道路線の開通はEURO2012開催には間に合わない旨公表。

・14日、アザーロフ首相は、原子力エネルギーの代替となるものはない、ウクライナの原子力発電所は地震に対しては安全な地域に位置している旨指摘、チェルノブイリ原子力発電所事故は技術的な要因により引き起こされた旨発言。

・15日、閣僚会議は公共調達法違反に関する罰金を現行の1.4～2.3倍である1万1,900～1万7,000グリブナに引き上げ。

・16日、閣僚会議は、チェルノブイリ原発の安全性維持及び石棺資金に4億9,000万グリブナを拠出することを承認。

・16日、プーチン露首相は、ウクライナがEUとFTAを創設し、EUが設定する低い輸出割り当てを受入れた場合、露はウクライナから余剰品を輸入するつもりはない旨発言。

・17日、国家電気規制委員会は、4月1日より市民向け電力料金を15%値上げすることを決定。

・18日、クリューエフ第一副首相は、明確な利点がある場合のみ、ウクライナが関税同盟に加盟する可能性があると発言。

4 . 外政

▼13～14日、アザーロフ首相のトルコ訪問

・14日、アザーロフ首相は、エルドアン・トルコ首相と会談、電力の対トルコ輸出、両国のFTA創設に関する技術文書策

定、トルコの石油・ガス・パイプライン近代化へのウクライナ企業の参加等につき協議。

▼15～16日、アザーロフ首相のイスラエル訪問

・16日、アザーロフ首相は、ペレス・イスラエル大統領と会談、アザーロフ首相は、2011年末までにウクライナとイスラエル間でFTAが創設される見込みと発言。ペレス大統領は、ヤヌコーヴィチ大統領が2011年12月にイスラエルを訪問する予定と発表。

・16日、アザーロフ首相は、ネタニヤフ・イスラエル首相と会談、二国間関係、両国間の査証相互廃止措置、FTA創設に向けた専門家協議の開始等につき協議、会談の成果文書として共同宣言を発表。

▼その他

・16日、外務省は、2010年10月6日に署名されていた領事手数料廃止に関するウクライナ閣僚会議とスロバキア政府間の合意が3月23日より発効し、スロバキア査証の取得が無料となる旨発表。

・17日、リョーパチキン大統領府長官は、露及びベラルーシ首相がチェルノブイリ原発事故25周年関連のドナー会合に出席する予定と発表。

・17日、ヤヌコーヴィチ大統領は、バローゾ欧州委員会委員長と電話会談。バローゾ委員長は、4月18～19日に開催される予定のチェルノブイリ原発事故25周年記念関連行事へ参加する意向を改めて表明。

・19日、ヴェリチコ駐ウクライナ・ベラルーシ大使は、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領がチェルノブイリ原発事故25周年記念関連行事に参加する旨発表。

5 . 防衛

▼武器輸出

・15日、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)は、2010年におけるウクライナの武器輸出額は2億100万ドルであり、世界13位であると発表。2009年のウクライナの武器輸出額は3億2,000万ドルで、世界12位。

B . その他の動き

3 / 14 (月)

・MTSウクライナ携帯通信会社は、3月11日から14日にかけ

て日本に滞在していた顧客に対する通信料を無料にする、と発表。

(了)